

ご支援のお願い

独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターは1973年に国のリウマチ・アレルギー基幹施設に指定されました。その後1975年に臨床研究部が設置され、さらに2000年に臨床研究センターとして発展しました。2004年の独法化以降病院ごとの独立採算制となっても、外部資金を獲得しながら半世紀に渡りアレルギーやリウマチ等の免疫異常をベースとする疾患対策に取り組んで参りました。

また、2014年に成立したアレルギー疾患対策基本法により2017年には国の中心拠点病院として指定され、国のアレルギー疾患対策にも取り組んでおります。世界アレルギー機構（World Allergy Organization：WAO）からも世界のトップクラスのアレルギーセンターとしてWAO Center of Excellenceの認定を受けて、アレルギーやリウマチの研究開発のほか、国内外から研修も受け入れております。

臨床研究部門の運営を安定させるためには、外部の公的・私的研究費の獲得に加えて、患者様をはじめとした個人篤志家・関係諸団体の皆様からの寄付により将来に渡って安定して臨床研究センターが活動できるようにしていきたいと思っております。

皆様の温かいご支援・ご協力をお願い申し上げます。

独立行政法人国立病院機構相模原病院  
臨床研究センター  
センター長 海老澤元宏

## 寄附金に係る税制上の優遇措置

### 個人のご寄附の場合

#### 所得税の寄附金控除

「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することができます。

所得  
控除

#### 【 寄附金額 - 2,000円 】

を課税所得金額から控除

※寄附金額は総所得金額の40%が限度

税額  
控除

#### 【 寄附金額 - 2,000円 × 40% 】

が所得税額から控除

※寄附金額は総所得金額の40%が限度となり  
所得税額の25%が限度

#### 個人住民税の寄附金控除

#### 【 寄附金額 - 2,000円 × 控除率を税額から控除 】

※寄附金額は総所得金額の30%が限度

控除率・・・県民税（4%）、市民税（6%）

※控除は条例で指定される場合のみ行われます。

手続き方法を含め、お住まいの都道府県または市区町村の税務担当にお問い合わせください。

#### 寄附金税額控除の手続きについて

確定申告が必要となります。確定申告には寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収証）の添付が必要となります。詳細はお近くの税務署へお尋ねください。

お問い合わせ <平日 9:00~17:00>

住所 〒252-0392相模原市南区桜台18-1

担当 臨床研究センター事務室 寄附金係

TEL 042-742-8311（内線2533）

FAX 042-742-7990

## 寄附金趣意書



独立行政法人  
国立病院機構相模原病院  
臨床研究センター

# 寄附金申込書

令和 年 月 日

独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター  
センター長 海老澤 元宏 宛

〒

ご住所

ふりがな

ご芳名

電話番号

次のとおり寄附します。

1. 寄附の予定金額 円
2. 寄附の予定年月日 年 月

ご寄附のお申し出をいただき、誠にありがとうございます。

当センターにて受領後、改めて正式な寄附申込書をご郵送させていただきます。

FAX送信先 → 042-742-7990



皆さまからいただいたご寄附は  
大切に使用させていただきます。



医学研究の  
充実

医療の充実

教育研修の  
充実



機器、建物等  
の整備

